

会議の要旨(議事録)

会議の名称	令和7年度第1回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	令和7年8月21日(木) 午後1時30分~	開催場所	鳥栖市役所3階大会議室1
出席者数	委員 15人(欠席1人) 事務局 3人	傍聴人数	0人
議題	(1) 令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算 (2) 令和7年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算 (3) その他		
配布資料	令和7年度 第1回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会		
所管課	(課名) 保険年金課 (電話番号) 85-3582		

令和7年度 第1回 鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

事務局	ただいまより、令和7年度第1回鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。それでは会議次第によりまして、協議を進めさせていただきます。市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	挨拶 (挨拶後、市長退席)
事務局	本日は、委員総数16名中15名のご出席をいただいております。 鳥栖市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の第4条第2項の規定により、協議会開催要件及び委員定数の2分の1以上の出席を満たしておりますので、本日の会議が成立したことをお知らせいたします。 議長につきましては、本協議会規則の第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。
会長	それでは、報告事項「鳥栖市国民健康保険事業の現状」について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項「鳥栖市国民健康保険事業の現状について」説明
会長	ただいま事務局からご説明がありましたが、質問がございましたらお願いいたします。
委員	昨年のクオ・カードの実績について教えてください。
事務局	令和6年度は12月31日まで受診された方2,833名を対象に、そのうち抽選で1,000名の方にクオ・カードをプレゼントしております。
委員	受診勧奨のはがきを送っていますが、回収率はどの程度でしょうか。
事務局	詳しい回収率については、即答ができず申し訳ありません。次の会議の場で、回答させて頂ければと考えております。
会長	他に、ございませんか。ご質問等無いようでしたら、続いて、議題1「令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	「議題1 令和6年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算」について説明
会長	ただいま事務局からご説明がありましたが、質問がございましたらお願いいたします。
委員	県への返還金については、いつ頃返還が終了するのか教えていただけますか。
事務局	保険給付費については、全ての金額を交付されることになっており、事前に概算で受け取ります。翌年度に精算し、受領額が実際の支出額よりも多くなる場合は、3月に県に返還することとなっております。
会長	他に、ございませんか。ご質問等無いようでしたら、続いて、議題2「令和7度鳥栖市国民健康保険特別会計予算」について、事務局より説明をお願いします。

事務局	「議題2 令和7度鳥栖市国民健康保険特別会計予算」について説明
会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。</p> <p>——質問なし——</p> <p>ございませんでしょうか。ご質問等無いようでしたら、続いて、議題3「その他」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	「議題3 その他」について説明
会長	ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明に対してご意見、ご質問等はございませんか。また、全体を通して何かございましたらお願ひします。
委員	機械の不具合でマイナ保険証が使えない場合に、資格情報のお知らせを提示ということですが、資格情報のお知らせと一緒に保持しておかないと受診できないのですか。
事務局	厚生労働省からの通知によりますと、マイナ保険証を提出したが医療機関の機械の不具合等でカードを読み取ることができなかった場合は、資格情報のお知らせを提示することで受診が可能となっております。右下に切り線があるのでそこを切り取って携帯していただければと思います。
委員	健康保険についての周知広報の実績や保険税滞納への働きかけについて教えてください。
事務局	保険制度については制度が次々と変化しておりますので、市報やホームページを中心に広報をしております。また、御要望があれば、出前講座で積極的に広報に努めたいと考えております。保険税の滞納につきましては課題であると考えておりますので、現場との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。
委員	資格確認書や資格情報のお知らせの発送は済んでいますか。
事務局	鳥栖市の国民健康保険に加入されている方については7月に資格情報のお知らせ又は資格確認書を送付しております。
委員	資料21ページについて、赤い枠の②の第三者求償等1,100万円というのは、左の表ではどこにあたるのでしょうか。また、赤枠の保険給付費50億と左の表の保険給付費の数字が一致しないのはなぜでしょうか。
事務局	第三者求償につきましては、左の歳入表でいくと、その他の1,700万円に含まれております。保険給付費が一致しないことにつきましては、歳出表にある保険給付費が鳥栖市の保険給付費の歳出総額になりますが、保険給付費の中で普通交付金の対象となるものとならないものがありますので差が出ております。
会長	<p>他に質問ありませんでしょうか。</p> <p>——質問なし——</p> <p>ご意見もないようですので、これで、議事を終了したいと思います。皆様には、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p>